平成 29 年度 社会福祉法人 賀光会 賀光寮事業計画 (案)

救護施設賀光寮は種別変更後8年目となります。

平成29年度は、改正社会福祉法が施行され、理事会を執行機関とし、評議員会が議決機関として、法人運営を監督するという形に変わり、ガバナンスが強化されます。また、社会福祉法人にとって、地域における公益的な取り組みや生活困窮者への支援等の地域貢献が責務になります。

社会貢献を積極的に行うため、平成27年度に発足した藤井寺市社会福祉施設連絡会での施設間の協働による社会貢献を継続し、また、大阪府社会福祉協議会の「大阪しあわせネットワーク」の一員として生計困難者支援を行ってまいります。その生活困窮者支援の一環として、中間的就労等の事業について実施してまいります。

平成29年度「賀光寮」運営方針

法人の理念、基本方針に基づき次の5項目を賀光寮の運営方針とします。

I 総合的な福祉サービスの提供

個別支援計画を作成し、利用者の意向や意欲を重視して支援します。支援 にあたっては人権を尊重し、プライバシーを守り、総合的な福祉サービスが 提供できるよう専門機能を連携、工夫して支援します。

Ⅱ 法令遵守

虐待の防止や個人情報の的確な取り扱いなど法令、規則、要綱、要領など を遵守した支援をします。

Ⅲ 専門性の向上

利用者や地域から信頼を受ける施設を目指し、改革の精神と意欲に満ちた人材の育成と専門知識と技術の向上に努め、質の高いサービス提供ができるよう、資質向上を図ります。

IV 経営の安定、透明化

質の高いサービスを安定して提供する為、常に定員を確保した運営に努め、 経営基盤を強化します。また経営情報などを公開し透明性を図ります。

V 地域共生と啓発

セーフティネットとして利用者に潤いのある生活や活動を提供するとともに、地域の一員として啓発を行い、また地域と協働し地域福祉の向上に貢献します。

平成 29 年度「賀光寮」運営方針に基づく計画

1 総合的な福祉サービスの提供

(1)生活支援

利用者の意向を重視し、障害特性、医療状況などに基づいて同意を得た個別支援計画を作成します。職員間で利用者個々の支援方針を共有し、統一された支援を効果的に行います。

アー日常的な支援

作業、日常生活全般にわたる支援を行います。

- ① 生活支援 介助入浴、洗濯、清掃、買物、外出など
- ② 作業等支援 作業棟、食堂、居室などの定期的な状況把握と支援
- ③ 夜勤支援 夜間の定時的な状況把握と支援及び緊急対応
- ④ 通院支援 通院、入院時(訪問、病状面談など)の支援

イ 生活相談

心理相談員による生活相談(月1回)を行います。

居室や作業室の巡回や相談室での個別相談で生活上の悩みなどを聞き心の安定を図ります。

また、職員の心身の安定を図るための相談も行います。

ウ作業療法

作業療法士によるグループまたは個別のプログラムを週一回提供し、 日常生活機能の維持、向上を図ります。

エ 居宅生活訓練事業及び保護施設通所事業による地域移行支援 地域移行について、生活訓練が必要な方へ、居宅生活訓練事業による 6ヶ月または1年間の自立生活への支援を行います。

居宅生活訓練終了後に希望者には保護施設通所事業により、地域での 安定した自立生活への支援を行います。

才 食事

食事は、大きな楽しみであります。利用者が楽しめる時間にするため に、下表のとおり実施します。

①イベント食	美味しく、楽しい食事を提供する為に月1回イベント 食(選択メニューを含む)を継続して実施します。
②特 別 食	バーベキュー、回転寿司、もちつき大会などを年1回、 実施します。
③給食委員会	利用者代表、栄養士、受託業者、第三者委員、担当職員で構成する給食委員会を月1回開催し、給食への利用者の意見、希望を聞きメニューに反映します。
④嗜 好 調 査	定期的に嗜好調査アンケートを行い、その結果をメニューに反映させます。 また、透析患者や糖尿病など食事制限のある方には同意を得たうえで、症状に沿った食事を提供します。

⑤お や つ

美味しく、楽しんでいただけるように季節を感じられるメニュー等を月1回提供します。

カ 健康管理

利用者の健康に関する情報は全職員で共有し、福祉事務所、関連医療機関と連携し利用者の健康増進に努めます。

身体、知的、精神に障害のある利用者の状態に沿った支援をします。

① 感染症の対策として

インフルエンザなどの感染症が発生した場合、手洗いの励行など 感染症マニュアルに沿って感染防止に努めます。

- ・インフルエンザ感染予防のため、利用者、職員に予防接種を行います。
 - ・ 感染症 (ノロウィルス、疥癬など) 対策を徹底します。
 - ・関連設備の清掃、消毒を徹底します。
- ② 服薬管理

服薬の自己管理ができない利用者の服薬管理を支援します。

③ 健康診断

健康診断を年2回実施し、歯科検診を年1回行います。

キ 賀友会活動(利用者自治会)

平成 24 年度に再発足した賀友会を継続し、毎月 1 回部屋役員会を行い、利用者の意見表明の機会とします。

また、意見箱を開封し、その内容を重視し、利用者の意見を反映してまいります。

この機会を利用して、レクレーションなどの話し合いを行い、会の結束を強化してまいります。

ク レクリエーションの実施

生活に潤いを得るために利用者の意見を反映したレクリエーションを実施します。日中活動の場を広げるため、クラブ活動等を行います。

①寮内喫茶	利用者交流や利用者のリラクゼーションのため、喫茶 メニュー、食堂レイアウト、音楽、飾りなどに創意工 夫を凝らし、寮内喫茶を月1回実施します。
②誕 生 会	利用者の希望による外出も含め、誕生会を寮内外で月 1回実施します。
③イベント湯	通常の入浴日と別に季節を考慮したイベント湯を 5月 (菖蒲湯)、12月(ゆず湯)、3月(さくら湯)に実施し ます。

④クラブ活動	七宝を継続して行い、また、園芸、陶芸クラブを発足していきます。その他の活動については利用者の希望に基づいて検討します。
⑤救護施設合 同文化事業	利用者同士で協働し、歌や踊り等の発表を行い、救護施設間の交流を深めます。また、陶芸や七宝などの作品を出展します。
0 ,	花見、バーベキュー、日帰り旅行、もちつきなど、利用者の意見を基に季節に応じたレクリエーションを 行います。

ケ 災害対策

避難消防訓練を年2回(1回は消防署立会い)以上実施いたします。 そのうちの1回は大阪880万人避難訓練の実施日に合わせて、火災、地 震、防犯訓練を行います。同時に、備蓄食の食事体験及び災害時用の備 品の確認を行います。

備蓄食は、法人として 120 人(賀光寮利用者 50 人、ポプラ利用者 20 人、地域の方 24 人、賀光会職員 26 人)の 3 日分、1,080 食を準備します。

また、柏羽藤消防組合主催の防災講演会などの研修に参加し災害予防知識の向上に努めます。

コ環境衛生

次のとおり寮内を美しく清潔に保ちます。

- ① トイレ、入浴設備、居室、食堂、廊下、手すりなどをマニュアル にそって清掃します。特に食堂のテーブル、椅子、床は消毒を徹底 します。
- ② シーツ交換(2週間に1回)を行います。また居室、医務室、静養室の一斉清掃と床の消毒を行います。利用者の希望があればリスクの低い共有部分の清掃を職員とともに行います。
- ③ 利用者の使用する冷蔵庫を除菌清掃(週1回)するとともに冷蔵庫内に保存された食品の賞味期限のチェック(週1回)を行います。

(2)作業支援

生きがいをもたらし利用者の社会参加と就労を促進する為、次の作業科で、 個別支援計画に基づき作業支援を実施します。

必要に応じてボランティア等による技術の導入を図り、利用者の要望をも とに就労に向けた外部実習を検討します。

工賃は工賃規定により支払います。

ア 陶芸科

石膏型やろくろの使用により完成度の高い作品作りを目指します。 作品は地域の祭りに出店することで陶芸科の利用者の制作意欲を高めます。

イ 農園芸科

樹木、野菜及び花の育成を行い、玄関前の庭のほか花壇の手入れを実施します。

ウ 軽作業科

重度障がい者が従事できるよう配慮し、パイプ取付金具組み立て作業を行います。

エ OA (パソコン) 科

エクセル、ワードによる文書作成や、きずな(賀光会機関紙)の印刷を行います。

オ 洋服リフォーム(縫製)科 衣類の補修、裾上げ、寸法直しや雑巾の製作等を行います。

(3)居宅生活訓練事業

施設利用者が円滑に居宅生活に移行できるように、訓練用住居で、より居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行ないます。日中活動として施設を利用される方には陶芸、農園芸、軽作業、洋服リフォームの作業を提供します。

(4)保護施設通所事業

居宅生活訓練事業を終了された利用者を中心に、安定した自立生活が継続できるように施設内作業に参加していただき、生活の充実に努めます。また、定期的に居宅に訪問支援します。

2 法令遵守

(1)個人情報保護

個人情報は適切に保護し、情報提供については利用者の同意を得て行います。マイナンバー等特定個人情報について厳格な保護措置の整備、運用を行います。

(2)身体拘束・虐待の禁止

職員行動規範に基づいて安心、安全なサービス提供に努め、いかなるときにおいても、利用者の尊厳と人権を尊重し、職員や他の利用者による不適切行為がないように支援します。

(3)コンプライアンス自己チェック

行動規範、虐待防止、コンプライアンスなどの自己チェックを全職員が毎年 行い、人権尊重、虐待防止、コンプライアンスへの職員の意識向上を図ります。

3 専門性の向上

(1)職員研修

職員の資質向上のために職域外研修として全国社会福祉協議会、全国社会福祉施設経営者協議会、全国救護施設協議会、大阪府社会福祉協議会、近畿救護施設協議会などが主催する研修会に参加します。

職域内研修としては自己評価を全職員で行いその結果を検証し、不十分な 点の改善に努めます。

ア 職員研修報告会を実施し全職員の資質向上を図ります。

イ 法人理念、基本方針、各種マニュアルに関する研修を各年1回以上行います。

ウ 感染及び食中毒を防止する観点から感染症に関する研修を年1回以上実施します。

また、地域貢献を円滑に行うためコミュニティソーシャルワーカーの研修 に派遣します。

(2)サービス質の向上

サービス質の向上を図るために利用者に顧客満足度調査及び施設の自己評価を年1回以上実施します。また、法人理念、職員倫理綱領に関する職員個々の自己チェックを年1回以上行い、職員の意識と資質向上を図ります。各マニュアルの整備を毎年行います。

法人が事業の目的を明確にし、職員それぞれが自身の課題を発見し、資質 向上を図れるよう人事考課を実施します。

(3)苦情解決

苦情・要望については、ホームページで公表し、苦情解決システムの適切な活用を図るとともに、第三者委員による巡回相談や心理相談員による生活相談の機会を提供します。

(4)リスク管理

不審者の対応を、利用者、職員を守るための自衛手段として職員に徹底し、 周知します。事故が発生した時には、速やかに関係機関などに連絡を行い、 さらにその発生がどうして起きたのか、どうすれば防げたのかを検証し、再 発を防止します。「ヒヤリハット」の活用によりリスク管理を行い、サービ スの向上を図ります。

4 経営の安定、透明化

経営の安定のため、常に定員を確保した運営に努めます。一時入所など緊急の要望にも可能な限り対応します。

また、経営情報などを広報誌"きずな"に掲載し、全国経営協ホームページに掲載します。

5 地域共生と啓発

(1)地域貢献

地域福祉に貢献するため公益的な取組等を行います。

- ア 生活困窮者等の支援のための相談窓口の設置
- イ 「大阪しあわせネットワーク」のによる生計困難者への支援事業
- ウ 藤井寺市社会福祉施設連絡会での施設間協働による地域貢献活動
- エ 一時入所等、緊急の要望に可能な限りの対応
- オ 緊急災害避難場所として地域に開放

(2)地域交流

地域の一員として、交流を促進するとともに地域福祉の向上を図ります。

- ア ボランティア、福祉実習生、介護等体験生の受入
- イ 地域の陶芸教室(子供会、保育所、小学校、老人会など)の継続
- ウ 小学校、中学校等の職場体験等、学校教育への協力
- エ 賀光会バザールの開催
- オ 地域と協働したもちつき大会の実施
- カ 「パープル&社協フェスタ」(藤井寺市社会福祉協議会主催)、「南藤 井寺ふれあい祭り」(南藤井寺地区主催)等の地域行事に藤井寺市社会 福祉連絡会や地元町会と連携して参加

(3)広報活動

- ア 広報誌「きずな」を年3回発行し、利用者の日々の活動や賀光会の行事などの紹介をします。
- イ 賀光会ホームページを年2回更新し、施設の話題を適時発信します。
- ウ 地域の行事に参加し、事業所の広報に努めます。

平成 29 年度 賀光寮行事予定

4 月	花見
5 月	イベント湯(菖蒲湯)、 介護等体験受入
6月	避難訓練(火災) 社会福祉実習受入 パープル&社協フェスタ 2017 参加 大掃除
7 月	バーベキュー 歯科検診
8月	盆休み(DVD鑑賞、将棋大会、カラオケ大会) 南藤井寺ふれあい祭り
9 月	避難訓練(火災・地震・防犯訓練) 健康診断
10 月	第 38 回賀光会バザール
11月	救護施設合同文化事業 日帰り旅行 インフルエンザ予防接種 社会福祉実習受入
12 月	もちつき大会 年忘れ会 イベント湯(ゆず湯) 大掃除(居室)
2 月	回転寿司健康診断
3 月	イベント湯(さくら湯)

○喫茶、イベント食、誕生会、賀友会(自治会)は毎月実施いたします。